



### 1. 火災事故多発中

伯父宅の向かいの家が全焼し、近火見舞いをした後、1週間も経たない内に、今度は私の自宅の斜め向かいの住宅が火災となり、近所は騒然となりました。

私は仙台にて出張中だったのですが、母がデイサービスから戻ってきたときには、その住宅より、もうもうと煙が出てきたので、大変驚き、慌てたそうです。

そのお宅ではけが人は無かったのですが、自宅を焼失する悲しみや悔しさは大変なものだったと思います。家族の思いを込めて建てた住宅、使い慣れた家財道具、そして、それぞれの思い出の品々等が一瞬に失われたのですから…

私自身も、火元のお宅にお見舞いに伺い、その現場を拝見したときは、なんと申し上げたらよいか…言葉を失いました。

これを機会に、あらためて火災の悲惨さを感じ取り、自分自身や家族にも火の取扱を厳格にするなど、火災を出さないよう努めることが大事だと思いました。

また、火災を起こさないようにする（事前対策：リスクコントロール）のはもちろんですが、火災発生後の財務的損失に対する対策（事後対策：リスクファイナンス）も大きな課題となります。やはり最も有効な手段は火災保険になります。

せめて、火災保険だけはしっかりした内容（保険金額、補償内容等）で契約しているか確認をしていただきたいと思っています。

もしご不安な面がありましたら、当社にて無料チェックをいたしますので、なんなりとお申し出下さい。

### 2. 10月1日より地震保険料が改訂されます

以前のニュースレターでもご案内しましたが、10月より地震保険料が改訂されます。

地域によって保険料が上がったり、下がったりしました。

ちなみに山形県では、非木造建築で-29%（保険料率：0.50）、木造建築で-39%（保険料率：1.00）と大幅に安くなりました。北海道では逆に非木造建築で+30%（保険料率：0.65）、木造建築で+6%（保険料率：1.27）と上昇しています。

東京都では非木造建築で-3%（保険料率：1.69）、木造建築で-12%（保険料率：3.13）と若干下がっています。

また、昭和56年6月以降に新築された居住用建物またはそれに収容された家財については、地震保険料の10%割引が適用されます。

耐震診断・耐震改修により、建築基準法に定める現行耐震基準に適合していることが確認

された場合、その建物またはそれに収容されている家財についても10%の割引が適用されます。

今年度からは、「地震保険料控除」という所得税の控除が新設されました。

年間保険料の5万円までが所得税より控除されることになります。

それと引き替えに、平成19年1月より「損害保険料控除」は廃止となります。平成18年12月31日までに契約された長期損害保険（この場合は10年以上の保険期間でかつ満期返戻金のあるもの）は、従前の損害保険料控除（長期）の対象となります。

ただし、経過措置が適用される積立型火災保険に地震保険を付帯している契約については、従前の損害保険料控除と地震保険料控除のいずれか一方でしか適用されません。

地震保険料控除の新設されるというニュースの効果かは分かりませんが、損害保険料算出機構によりますと、2006年度中、新規の火災保険のうち地震保険の付帯率は全国平均で41.7%となりました。

昨年度よりも1.4ポイント増加したことになります。

付帯率が50%を超えた県も9県となり、関心の高さがうかがわれます。

今年度より火災保険の契約時に「ご契約内容確認書」を全件取り交わす仕組みとなりましたので、募集代理店は地震保険の説明を行う必要性がでてきました。

それにより、さらに地震保険の付帯率は上昇するものと思われます。

### **3. 9月30日より金融商品取引法が施行されます**

投資家保護の徹底を目指す金融商品取引法が9月30日、全面施行となりました。

金融商品取引法では元本割れのリスク商品について、まずは、意向確認や契約締結前書面交付などいたします。

お客様の資産額、年収、金融商品の知識や投資経験などを申告してもらいます。

また、契約目的や運用金額、運用期間などをお聞きします。

それらを鑑み、お客様の知識、経験、財産の状況、投資目的に照らし合わせて不適当と見なされる場合、元本割れのリスク商品を購入することはできなくなります。

これは「適合性の原則」といいまして、原則から外れていれば勧誘することもできません。

そのため、これらの金融商品を購入する際は、お客様の情報入手や商品説明に十分な時間を割いていただくことが必要となります。

今回の法律は、投資家保護という観点の法律のため、売り手側にとっては大変厳しい内容となっています。

しかし、投資家側も金融機関の商品やサービスを資産形成に上手に役立てるには、商品選択や運用結果に対する自己責任を守ることが重要となります。

最低でも、運用期間やどの程度のリスクをとるのかなどの投資目的を明確にすること、いくら説明を聞いても理解できない商品は、原則買わないなどの心構えは持っていたほうが良いと思います。

この法律は、証券会社の取り扱う商品のみならず、保険会社の取り扱う一部の商品（変額保険、変額年金、外貨建商品等）も対象となります。

その他、ファンド、リート、金融デリバティブなど従来の規制に入っていなかった金融商品やそれに類する商品も対象となります。

ここで、当社においては従来「証券仲介業」とされていた名称が「金融商品仲介業」と名称を変更されます。そして、新しい法律に基づいた勧誘方針も打ち出しております。

### 有限会社FPコンパスの勧誘方針

当社は、お客様本位の勧誘を行うために、「金融商品の販売等に関する法律」第9条に基づき「勧誘方針」を公表いたします。

証券投資は、お客様のご自身の判断と責任に基づきその指示により行われるものです。

当社は法令・規則等を遵守し、お客様に信頼こそが最大の財産であるとの認識に立ち、お客様が自己責任に基づいて安心してお取引いただけるよう、適切な情報提供と助言に努めてまいります。

#### \*適正な勧誘

1. 当社は、お客様に金融商品の勧誘を行うにあたっては、お客様の知識、経験、目的及び財産の状況等に適合した商品をお勧めするよう努めます。
2. 当社は、お客様に金融商品の勧誘を行うにあたっては、商品に関して十分なせつめいを行うよう努めます。
3. 当社は、電話や訪問による勧誘につきましては、お客様にご迷惑となる時間帯や場所では行いません。

#### \*勧誘の適正の確保

1. 当社は、適切な勧誘が行われるよう、役職員に対し十分な研修を行います。  
また、当社の役職員は個々においても知識の習得、研鑽に常に努めます。
2. 当社は、金融商品取引法及び関係法令諸規則の遵守・徹底を確保するための社内体制の整備・強化に努めます。
3. 当社は、お客様からお取引等についてのご意見を承る姿勢の保持に努めます。

上記の勧誘方針を遵守し、お客様に分かり易い説明と、よりよい情報提供に努めたいと思います。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

## 4. レツ・セイフティードライブ

### 「秋の日はつるべ落とし」

暑い暑いと思っていた夏も終わり、朝夕は涼しくなり、すいぶん日も短くなりました。

10月から11月は対人事故が増える時期です。

夕方、家に帰る頃はすでに薄暗くなっています。「秋の日はつるべ落とし」という言葉もありますが、日が落ちるとあっという間に暗くなるのがその原因の一つです。

あっという間に暗くなるといっても、目は徐々に暗さに慣れてきますから、目の良い方は景色が見えていると錯覚します。そこに大きな落とし穴があります。

運転していてまだ大丈夫と思っていても、暗さのために視力は以外と落ちているものです。

薄暮時には大見えにくくなりますので、ヘッドライトを早めに点灯し、対向車や歩行者などの第三者にも自車の存在をアピールすることも大切です。

また、他車のヘッドライトに気を取られて、歩行者を見落としがちになりますので、十分ご注意ください。

薄暮時、特に注意するケースとしてこんな例が載っているのを見つけました。

運転手から見て、お年寄りが道路の右側から左側に横断してくるケースです。

歩行者から見ると自動車は左から来ることになります。

誰でも、薄暗くなると自動車との距離感をつかみにくくなります。

加えて、加齢により目が悪くなったり、歩く速さも遅くなったりしてきます。

それで事故にあったお年寄りは、錯覚に陥り「車が急にスピードを上げてきた」と言うこともあるそうです。

一方、自動車の運転手から見ると、暗くなると自分の走行レーンだけに注意が集中して、対向車線から自車の走行レーンに横切ってくる歩行者の発見が遅れがちになります。

事故を起こした運転手の言葉では、反対に「お年寄りが車の前で止まった」と表現する人もいるようです。

この季節は特に「横断してくる歩行者を見たらいつでも止まることができる位の気持ちで徐行しましょう」

最後に中高年の皆様に中高年ドライバーの安全運転6ヶ条を。

①初心忘るべからず

出会い頭事故の原因は、主にうっかりミスと確認の不足がほとんどです。

ベテランでも気のゆるみと自己過信は禁物です。

## ②老化は目から

近眼・老眼の進行具合を定期的にチェックしましょう。

### ③相手のスピードに注意

直進してくるバイクのスピード感がつかめず、右折事故などを起こしがちです。

相手は思ったより早いと思いましょう。

#### ④眠気は最大の敵

長距離ドライブの最大の敵は眠気です。眠気を感じましたら、こまめにパーキングエリアに入り、10分～15分の仮眠を取りましょう。

##### ⑤薬の服用は慎重に

中高年は様々な薬を常用することも多いですが、副作用で思わぬ居眠り事故を招くこともあります。

## ⑥君子危うきに近寄らず

事故を避ける最善の策は、事故が起こりそうな場所や状況に近づかないことです。

夜間や渋滞時の運転は出来るだけ避けるようにしましょう。

藤井義容、木村正照、阿部信、佐藤豊彦、五島清次郎、高橋詔之  
大西忠兵衛、高橋治子、深瀬幸子、多田恵子、土赤妙

〒994-0063 山形県天童市東長岡2-1-34-103

TEL 023-658-3512 FAX 023-658-3513

E-mail tide@mm.neweb.ne.jp